# 佐賀県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事　古　川　　康

| 道路の種類及び路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 区間 | | 変更前後の別 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
| 県道西与賀佐賀線 | 佐賀市光二丁目八〇一番一二地先から佐賀市光二丁目八一一番一地先まで | | 後 | 一六・一～一六・一 | 二〇・二 |
| | 佐賀市光二丁目八〇一番一二地先から佐賀市光二丁目八一一番一地先まで | | 前 | 一六・一～一一・七 | 二〇・二 |